

駿河台大学学費納付規程

昭和62年 4月 1日制定
令和 元年12月 5日最近改正

(目的)

第1条 この規程は、駿河台大学学則第46条の規定に基づき学費の納期、納付方法について必要な事項を定める。

(学費)

第2条 学費とは、入学金、授業料、施設費及び設備等充実費をいう。

(学費の返還)

第3条 既に納付した学費は、返還しない。ただし、次の各号に該当する場合に限り、返還する。

- (1) 第6条第3項に規定する入学時の学費について、本学が定める期日までに所定の手続きにより入学辞退を申し出て、本学が入学辞退を認めた場合は、入学金を除く学費を返還する。
- (2) 第10条第1項に規定する退学について、同項第1号及び第2号に定める手続きにより本学が退学を許可した場合は、その免除額について返還する。
- (3) 第5条の3に規定する入学金の全額又は一部を特別に免除する場合（以下、「減免」という。）について、同条第1項第1号から第7号の各号に該当する者が所定の手続きにより減免を申し出て、本学が減免を認めた場合は、入学金を返還する。
- (4) 第5条の4に規定する授業料及び施設費の減免について、同条第1項第1号から第4号の各号に該当する者が所定の手続きにより減免を申し出て、本学が減免を認めた場合は、その減免額について返還する。

(学費の納付金額)

第4条 学費の納付金額は、学則別表第Ⅱに掲げるところによる。

- 2 春学期入学者の学費は、毎年度の春学期及び秋学期の学費をもって当該学年の学費とする。秋学期入学者の学費は、毎年度の秋学期及びその翌年度の春学期の学費をもって当該学年の学費とする。

(納付すべき学費)

第5条 新入学者及び在籍者は、学則別表第Ⅱに掲げる学費を納付しなければならない。

- 2 学則第40条の規定により卒業とならなかった者で引き続き本学に在籍する者の学費は、在籍する学期の学費とする。ただし、卒業に必要な所定単位数を12単位以内で満たすことができる者の授業料は、在籍する学期の授業料の2分の1とする。

(課外指導費)

第5条の2 前条の学費の他に、新入学者は、課外指導費を納付しなければならない。

- 2 課外指導費については、実費を徴収するものとする。

(入学金の減免)

第5条の3 入学金は、次の各号に該当する者について本学所定の手続きにより減免する場合がある。

- (1) 本学が指定する入学試験による入学者で、本学において特別に認められた者
- (2) 本学が指定するスポーツ競技クラブに入部を確約する入学者で、その競技成績が特に優秀であると本学において特別に認められた者
- (3) 本学卒業生の子又は兄弟姉妹
- (4) 本学在学生の兄弟姉妹（ただし、在学中の兄弟姉妹がない場合で、複数人の兄弟姉妹が同年度に入学する場合にあつては、うち1名を対象外とする）
- (5) 学校法人駿河台大学に在籍する専任教職員の子
- (6) 本学と提携を結んでいる学校等の卒業者及び学校法人駿河台学園、学校法人駿台甲府学園等の駿台グループ関連法人の教職員又は社員の子であつて特別に認められた者
- (7) 本学が指定する大規模災害等の被災者で、本学において特別に認められた者

(8) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）により文部科学省令で定める基準に合致する入学者で、本学において特別に認められた者

2 入学金の減免については、理事長の承認を得なければならない。

（授業料及び施設費の減免）

第5条の4 授業料及び施設費は、次の各号に該当する者について本学所定の手続きにより減免する場合がある。

(1) 本学が指定する入学試験による入学者で、本学において特別に認められた者

(2) 本学に在籍する私費外国人留学生で、本学において特別に認められた者

(3) 本学が指定する大規模災害等の被災者で、本学において特別に認められた者

(4) 本学が指定するスポーツ競技クラブの部員で、その競技成績が特に優秀であり、本学において特別に認められた者

(5) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）により文部科学省令で定める基準に合致する者で、本学において特別に認められた者

2 授業料及び施設費の減免については、理事会の審議を経て、理事長の承認を得なければならない。

（納付期日）

第6条 学費は、毎学年所定の納付期日までに年額分を全納しなければならない。ただし、分割納付を希望する者は、春学期分と秋学期分に分割して納付することができる。

2 前項の納付期日は次のとおりとする。

(1) 春学期入学者

年額分全納又は春学期分：4月末日まで

秋学期分：9月末日まで

(2) 秋学期入学者

年額分全納又は秋学期分：9月末日まで

春学期分：4月末日まで

3 新入学者、編入学者及び転入学者の入学時の学費は、別に定める期日までに納付しなければならない。

4 奨学金受給者（受給予定者を含む。）のうち、学費の月額納付を希望する者は、別に定める納付期日及び納付方法に従って納付することができる。

（学費の延納）

第6条の2 経済的理由等により前条第1項及び第2項の納付期日までに学費を納付することが困難な場合は、延納願を提出することにより、1か月を限度として納付期日を延期することができる。

（納付方法）

第7条 学費は、指定された銀行口座への振込によって納付しなければならない。

2 学費振込用紙は、納付期日約1か月前に学生本人又は保証人に送付する。

（分割納付の場合の納付金額）

第8条 （削除）

（休学中の在籍料）

第9条 休学中の在籍料は、年額48,000円とする。

2 年度の途中より休学する場合は、休学開始当月までの学費及び休学開始翌月からの在籍料を月割にて納付しなければならない。ただし、月の初日から休学を許可された場合は、休学前月までの学費及び休学当月からの在籍料を月割にて納付すれば足るものとする。

3 前項により納付すべき額と既に納付した学費の額との差額は、その後納付すべき学費において調整する。

（退学者の学費）

第10条 退学する者は、退学する年度の学費を納付しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は学費の納付を免除する。

(1) 4月末日までに退学願を提出し、許可された場合は、当該年度の学費の全額を免除する。

(2) 9月末日までに退学願を提出し、許可された場合は、当該年度秋学期分の学費を免除する。

2 第6条第4項に規定する学費の月額納付者が退学する場合は、前項により免除される学費を除き、不足する学費を納付しなければならない。

(再入学者の学費)

第11条 再入学を許可された者は、別に定める期日までに入学金を除く所定の学費を納付しなければならない。

(卒業とならなかった者の次年度授業料)

第11条の2 (削除)

(学費未納者の退学命令)

第12条 学費を定められた期日までに納付しない者には、督促状を送付する。

2 前項の督促状の送付後3週間以内に学費を納付しない者は、教授会の議を経て、学長が督促状の送付日をもって退学を命ずる。

(その他の納付金)

第13条 この規程に定める以外の納付金については、別に定めるところによる。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

平成元年3月20日一部改正。

平成2年4月1日一部改正。

この改正規程は、平成2年12月20日から施行し、平成2年9月1日から適用する。

平成4年3月12日一部改正。

平成5年4月1日一部改正。

平成6年4月1日一部改正。

平成15年4月1日一部改正。

平成19年4月1日一部改正。

平成22年6月1日一部改正。

平成23年5月20日一部改正。この改正規程は、平成24年4月1日から適用する。

平成25年5月1日一部改正。この改正規程は、平成25年4月1日から適用する。

平成26年4月1日一部改正。

平成27年4月1日一部改正。

平成29年4月1日一部改正。

平成31年4月1日一部改正。

令和2年4月1日一部改正。

2 第5条の3第1項第8号にいう入学者とは、令和2年度入学以降の者とする。